

北上市議会告示第3号

北上市議会個人情報保護規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月17日

北上市議会議長 菊池 勝

北上市議会個人情報保護規程の一部を改正する告示

北上市議会個人情報保護規程（令和4年北上市議会告示第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（個人識別符号） 第3条 条例第2条第2号の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(5) 〔略〕 (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する<u>保険者番号及び加入者等記号・番号</u> (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u> (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び被保険者記号・番号</u> (9) 〔略〕 (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1	（個人識別符号） 第3条 条例第2条第2号の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(5) 〔略〕 (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する<u>加入者等記号・番号等</u> (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u> (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する<u>被保険者記号・番号等</u> (9) 〔略〕 (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1

号の免許証の番号

(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

(12)・(13) [略]

(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号

(15)～(17) [略]

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第5条 [略]

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

(1)～(5) [略]

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第8条 [略]

2～7 [略]

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これ

号の免許証の番号又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号

(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する組合員等記号・番号等

(12)・(13) [略]

(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する被保険者番号等

(15)～(17) [略]

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第5条 [略]

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1)～(5) [略]

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第8条 [略]

2～7 [略]

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項

らに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。） ア・イ　　〔略〕 (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与<u>又は報酬、福利厚生</u>に関する事項<u>その他</u>これらに準ずる事項を記録するもの 9　　〔略〕 （開示決定等の<u>通知</u>） 第11条　〔略〕 備考　改正部分は、下線の部分である。	<u>又は</u>これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。） ア・イ　　〔略〕 (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与<u>若しくは報酬若しくは福利厚生</u>に関する事項<u>又は</u>これらに準ずる事項を記録するもの 9　　〔略〕 （開示決定等の<u>際に通知すべき事項</u>） 第11条　〔略〕
--	--

附　則

この告示は、令和7年3月24日から施行する。